

東京高裁総第 847 号

(庶ろ-12-B)

平成 31 年 3 月 18 日

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 殿

東京高等裁判所事務局長 吉崎佳弥

東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎における開廷情報ディスプレイの導入経緯等に関する報告書の送付について

平成 29 年 9 月に運用を開始した標記開廷情報ディスプレイ（以下「本ディスプレイ」という。）の導入経緯と、これに関する今後の課題等について別紙の報告書が提出されましたので、参考のために送付いたします。

本ディスプレイは、標記合同庁舎における開廷情報の提供手段として最高、最善のものではなく、現状のスペックを前提としても改善、改良の余地があることはもとより、充実した情報提供に向けては機材や機能の根本的な見直し等が必要であるように思われます。別紙の報告書は、当庁合同庁舎における本ディスプレイの運用、ひいては高裁管内の他庁における同種同類の取組に際しての参考に資することを第一の目的とした作成されたものですが、上記見直し等の視点も一部盛り込むことで、開廷情報の提供等にまつわる将来的な課題等の検討を先取りしておくことも目的として作成されたものである旨、申し添えます。

平成31年3月18日

東京高等裁判所事務局長 殿

東京高等裁判所事務局総務課文書企画官 渡辺泰典

東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎における開廷情報ディスプレイの導入経緯等について（報告）

平成29年9月に運用を開始した標記開廷情報ディスプレイ（以下「本ディスプレイ」という。）の導入経緯と、これに関する今後の課題等について、別紙のとおり報告いたします。

(別紙)

## 1 導入の契機

従前、来庁者が当日の開廷予定を閲覧できるよう、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎（以下「当合同庁舎」という。）1階の東側及び西側ロビーに開廷表の写しを紙媒体で備え置いていたが、事件の検索に時間をして順番待ちが発生するなど、来庁者に対するサービスとして良好な環境とは言えない状況にあった。

そこで、平成29年3月頃、東京高等裁判所事務局長が開廷情報を電子化してタブレット端末のディスプレイに表示させる方法を発案し、同事務局長等の幹部職員らにおいて実施に向けて支障がないことを確認し、同年4月中旬頃、同事務局長が開廷情報ディスプレイ導入の決定を行った。導入時期としては、来庁者に対するサービスができるだけ早くより充実させる必要があることから、準備作業の現実的なスケジュールとの見合いを踏まえ、提供すべき開廷情報が平常に戻る夏季休延期間明けの同年9月を目指とするものとされた。

## 2 導入に関する検討

### (1) PTの設置

一般職員を中心とするPTを立ち上げ、実施準備を開始した。PTのメンバー構成及び作業分担は、以下のとおりである。キャップは高裁総務課専門官（管理職）としたが、半年に満たない短期間で運用を開始する必要から、機動性を重視し、実働部隊となる一般職員中心の構成とした。

なお、データベース設計、開発、機器環境設定といった技術的開発作業を担当したのは、高裁総務課1名及び高裁刑事訟廷2名の計3名である。

- 全体スケジュール管理 高裁総務課3名
- 調達・物品管理 高裁会計課2名
- 設備・運用準備 高裁管理課2名
- 地裁・簡裁連携 地裁総務課1名
- 運用準備 高裁民事訟廷・知財高裁・高裁刑事訟廷・地裁民事訟廷・地裁刑事訟廷・簡裁刑事訟廷各1～2名

### (2) 設置場所、台数についての検討

閲覧台の設置場所については、使い慣れた来庁者との関係で混乱を生じさせることがないようにすることこそ、国民へのサービスとして優先すべきと考えたことから、タブレットの電源の確保の実情等をも踏まえ、東側ロビー及び西側ロビーに既設の閲覧台とほぼ同様の位置に設置することとした。

閲覧台の形状については、タブレットの盗難を防止する観点から、タブレットを閲覧台に埋め込んだ形とするのが相当であると考えたところ、盤面が

水平となっている既設の閲覧台では利用しづらいため、タブレットに傾斜がつくような形状の閲覧台を設置することとした。また、車いすでの来庁者も一定数いたことから、東側ロビー及び西側ロビー1台分ずつ、車いす利用者にも利用が可能な高さのタブレットが設置できるような形状にした。

タブレットの設置台数については、導入前の紙の開廷表は東側ロビーに9冊、西側ロビーに11冊（高裁民事、高裁刑事、地裁民事等に分冊された状態）設置されていたところ、混雑する時間帯（午前9時から11時まで、午後1時から2時まで）において全ての開廷表が使用中となる状況が頻繁に見られるなどの利用状況及び1台で全ての事件を検索できるようになる電子化のメリットを踏まえて、18台が相当であると考えたものである。

タブレットの規格（幅約29cm）や閲覧台のスペース（幅約260cm、奥行約120cm）については、利用者が1台をストレスなく使用できる幅（約55cm）、設置台数及び閲覧台の設置場所におけるAED等の他の機器の設置状況等を勘案して決定した。

### （3）設置台数等の検討を踏まえた調達

#### ア 調達物品

- (ア) タブレット端末等
- (イ) 閲覧台

#### イ 仕様

別添1各「仕様書」のとおり

#### ウ 示達額

5,198,000円

予算科目

（組織）裁判所（項）下級裁判所（目）庁費

（事項）下級裁判所の事務処理に必要な経費（目）備品費

### （4）運用開始までのスケジュール

平成29年8月3日（木） 閲覧台にタブレット端末1台を仮設し、動作確認を開始

（平成29年8月10日（木） 報道機関への広報開始）

平成29年8月14日（月） 試験運用開始（14日：機器等設置、  
[REDACTED] 15日：一般来庁者の閲覧開始）

平成29年9月1日（金） 正式運用開始

### 3 システムの基本構造

開廷情報ディスプレイに関するシステムの基本構造は、別添2「イメージ図」のとおり [REDACTED] 標準的な業務の流れは以下のとおりである。

なお、

最も合理的な方法を協議、検討して、以下のとおりのスキームを採用したものである。

(1)

(2)

(3)

(4)

##### (5) 守衛の作業

東側及び西側ロビー守衛センター内で守衛業務に従事する守衛は、午前8時20分から午後4時30分までの間、閲覧用タブレットのカバー(※)を外して来庁者の閲覧に供するほか、利用者(来庁者)からの使用方法等の質問等に対応する(なお、紙媒体の開廷表写しを守衛センター内に備え置き、同写しの閲覧を希望する来庁者に引き続き対応することとしたのは、後述のとおり)。

※ 閲覧用タブレットを使用しない時間帯(午後4時30分から翌日午前8時20分まで)に画面を保護するために、閲覧台の各面に被せる布製の黒い幕のことをいう。

#### 4 運用状況

##### (1) 試験運用から正式運用開始までの状況

8月15日から行った試験運用後に発生した不具合について、今後の運用に支障がない範囲での改修が完了し、安定的に運用できる目途が立ったことや、利用者の感想も概ね好評であったことを踏まえ、当初の予定どおり、9月1日から正式運用を開始した。

もっとも、正式運用開始後においても、各部署における作業用データベースなどの細かい仕様の修正等を引き続き行っているほか、紙媒体の開廷表写しについては、一定程度のニーズがあることなどを考慮し、継続して守衛力

ウンター内に各 1 部備え置いている。

(2) 利用者（来庁者）からの感想・要望等

試験運用後しばらくの間、守衛において聴取した利用者（来庁者）からの感想等は以下のとおり。

ア 好意的な感想

- ・待ち時間なく開廷情報を閲覧できた。
- ・事件名や開廷時間などで検索することができ、非常に利用しやすくなつた。
- ・紙媒体の際には分冊されていた情報が 1 台で調べることができ、便利になった。
- ・初めて裁判所に来て開廷情報を見たが、ディスプレイを操作すれば必要な情報を調べることができ、使いやすいと感じた。
- ・車いす用のディスプレイは、子供連れにも使いやすい。

イ 不満

- ・全て利用中で使えなかった。
- ・年配者には画面が見づらい。

ウ その他要望等

- ・裁判官名、書記官名や担当係など、紙媒体の開廷表写しと同様の情報を表示してほしい。
- ・通し番号を付したり、ページ機能を付けるなど、閲覧している階層が把握できるようにしてほしい。
- ・事件番号など情報の一部しか表示されていないページでは、事件番号をタップすることで事件情報全体が見られるようにしてほしい。
- ・紙媒体の開廷表写しが見たい（毎日、東側及び西側ロビー合計で十数件程度寄せられた。中には、写しをもらえると考えている来庁者もいる。）。

(3) 具体的な対応状況及び問題点

別添 3 「開廷情報ディスプレイ対応表」及び別添 4 「問題点一覧表」のとおり

5 正式運用後の態勢（担当部署・連絡担当）

(1) 連絡会設立の契機

開廷情報ディスプレイについては、限られた時間内にシステムを稼働させるため、機動性を重視し実働部隊となる一般職員を中心に P T を構成し、作業を優先して進めたことでスケジュールどおり実施することができた。

一方で、職場全体の感想や要望を適時・正確に把握するには体制として若干弱い面もあったことから、正式運用後の安定稼働を目指して保守や具

体的な事務の担当部署を定めるとともに、職制を通じた現場の実情把握や組織的な情報共有を適切に行うため、PTを解散し、管理職員をメンバーとする連絡担当を各部署に置くこととした。

## (2) 担当部署及び連絡担当

### ア 担当部署

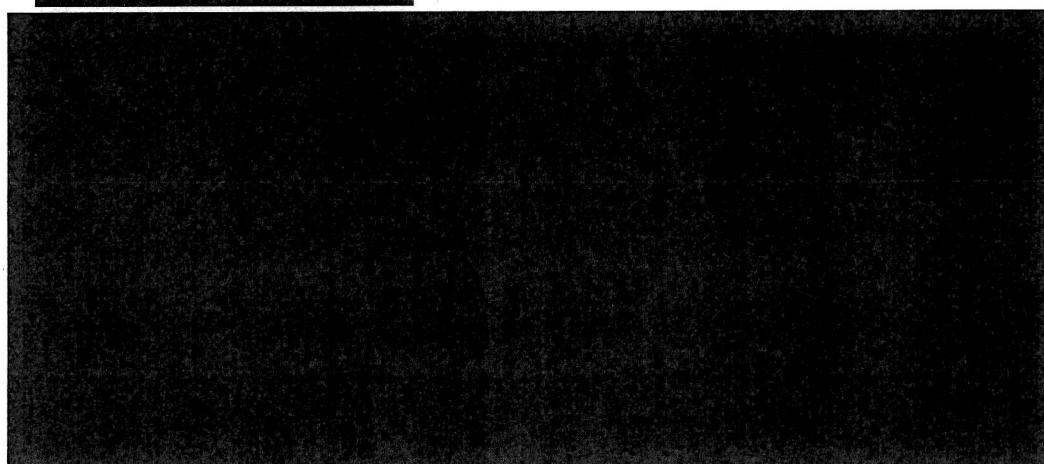
- ・総務課（主担当）
- ・管理課（日常的な物品管理等）
- ・事件部（開廷情報の抽出等）

### イ 連絡担当（訟廷管理官、副管理官、事務局補佐等の管理職員）

- ・開廷表に関する情報を取りまとめ、主担当（高裁総務課専門官又は文書企画官）に速やかに情報提供する。
- ・部署内の情報共有、管理を行う。
- ・今後の組織的な検討を担当する。

## 6 課題

### (1) [REDACTED]との関係



### (2) 提供する開廷情報項目の検討

#### ア 問題点

紙媒体の開廷表には表示されているが、開廷情報ディスプレイに表示されていない情報（裁判官名等）がある。また、表示する情報項目について、部署や担当部ごとに異なり統一されていない（別添5「紙の開廷表から表示されなくなった項目一覧（総務課調べ）」）。

当初、紙媒体の開廷表と同様の情報項目を表示するよう検討を進めたが、

[REDACTED]や、紙媒体の開廷表においても、表示している情報項目が部ごとに異なるなど、統一されていなかったことにより、現時点では実現するに至っていない。

**イ 利用者（来庁者）からの要望**

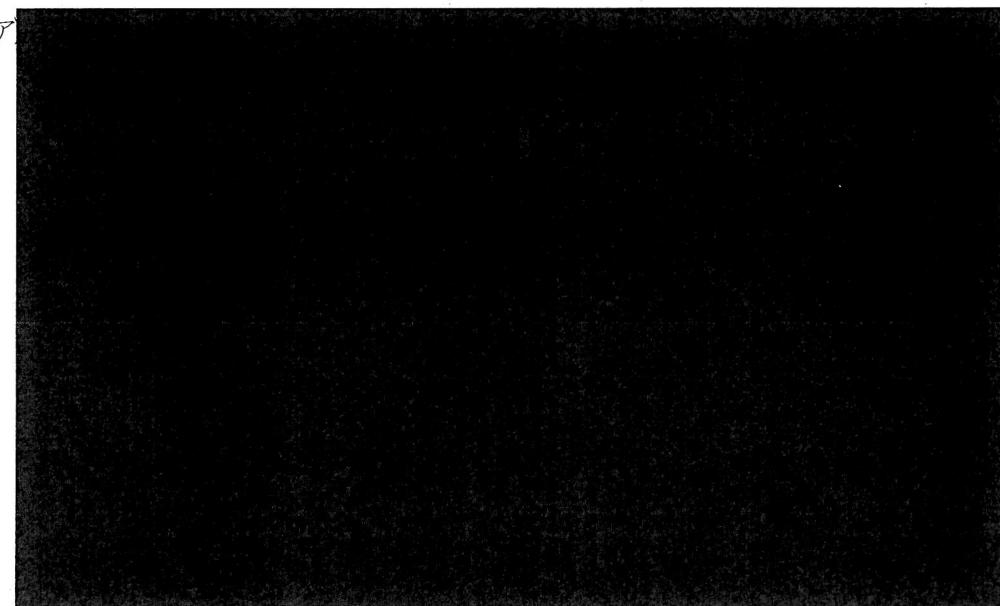
- (ア) 裁判官名、書記官名や担当係など、紙媒体の開廷表写しと同様の情報を表示してほしい。
- (イ) （民事事件について）傍聴券交付事件であることを表示してほしい。
- (ウ) 傍聴券交付事件のみが一覧で表示されるようにしてほしい。

**ウ 今後の検討**

- (ア) 便宜供与の在り方としてどのような情報を表示すべきか（統一すべきか）。
- (イ) 改修が可能か

**(3) 保守態勢の充実**

**ア 問題点**

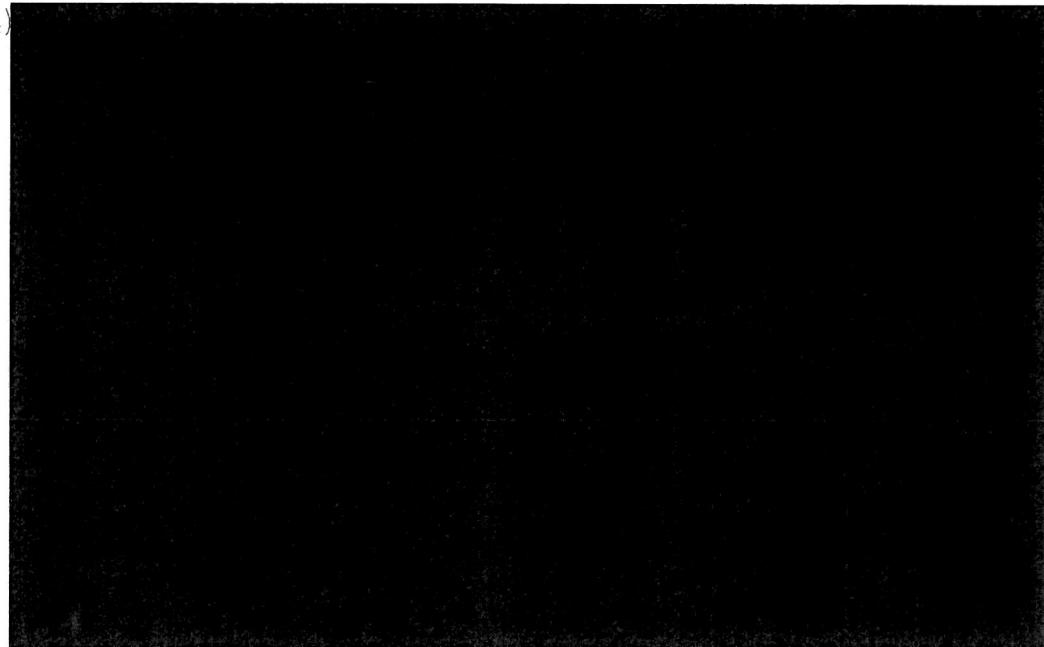


- (イ) タブレット端末については、毎日多くの来庁者に間断なく利用されるなど、通常想定される利用頻度をはるかに超えて利用されていることから、故障等の不具合が発生するおそれが非常に高くなっている。また、タブレット端末の初期保証期間が経過しており、修理を要する場合には別途予算措置を講じる必要がある。

**イ 今後の検討**

- (ア) データベースについては、今後も安定的な運用ができるように、データベース構造の解析・軽量化及び保守をアウトソーシング依頼が必要不可欠である。
- (イ) タブレット端末については、次回の更新期には、リース契約に切り替えることを検討する。

(4)



## (5) 開廷情報等の提供の在り方の将来展望

### ア 問題点

事件当事者を除く一般来庁者の多くは、その目的はともあれ、公開の法廷での裁判手続の傍聴のために来庁してきている。そのような来庁者を受け入れる裁判所組織として、その裁判手続の開廷情報を適時適切に提供することは、憲法の裁判公開原則を持ち出すまでもなく、必須の司法サービスとして求められているというべきである。日々極めて多数の裁判手続が実施され、その手続が実施される法廷の数も極めて多く、法廷設置階数も4階から8階までと広範囲に及んでいる当合同庁舎において、1階ロビーにおいてワンストップで開廷情報が得られるようにすることは、当然のことといえよう。その意味で、紙媒体の開廷表写しを設置しているだけの従前の提供方法に比べれば、本ディスプレイ設置は、タブレットの設置数や、タブレットによる検索の便宜に照らし優れた取組であると評価されてよいと思われる。

しかしながら、他の大規模施設（官民間わず）と比較してみると、本ディスプレイ導入によっても、その性能、機能が遠く及んでいないことは明らかである。駅や空港を例に取ると、利用者は自分の利用する便について検索等の手間をかけることなく大型ディスプレイ等を閲覧することで必要な情報を取得することができる。また、市役所等の公的機関においては、利用者が求めるサービスの振り分けを行う職員がその窓口等を説明しながら番号札を渡すなどしており、利用者限りで検索して情報を取得するということはない。加えて、図書館や大手書店では、求める書籍の検索する

ことができる機械が備え付けられているが、その書籍の所在を含め、必要な情報を印刷することができるようになっている。

このように、本ディスプレイについては、紙媒体の開廷表写しよりは優れているものの、利用者への情報提供に関するサービスの観点からすると、未だ改善の必要性が大いにある。

#### イ 検討

上記の問題意識を踏まえ、以下、開廷情報等の提供の在り方について、将来を展望してみたい。もとより、以下の検討は、予算の裏付けや技術的な裏打ちのあるものではなく、一つの提案として列挙するものである。裁判手続のIT化に向けた取組と親和的な側面もある一方で、裁判所の施設の在り方そのものに左右される側面もあり、今後の裁判所組織全体の施策との関係も見定めながら、日々検討を重ねていきたい課題である。

##### (ア) 大型ディスプレイの導入及び各法廷フロアへの増設

現在の開廷情報ディスプレイは、利用者が検索を行って情報を入手するものであるが、例えば、駅や空港に設置されている出発する便が一覧できる大型ディスプレイのように、裁判所のロビーに開廷情報ディスプレイのデータと連携させて直近の期日を一覧で表示する大型ディスプレイを導入すれば、検索して情報を得る利用者も少なくなり、利用者が並ばずに利用することができるようになる。

なお、当合同庁舎では、多くの事件を処理していることから、複数の大型ディスプレイを設置する必要があるが、設置した大型ディスプレイについては、来庁者に対する大規模災害発生時の情報提供や一般的な注意事項の連絡、広報テーマの表示、傍聴券の抽選結果の表示等にも利用することができるものであり、開廷情報のみならず、裁判所からの情報発信に大きく資するという副次的效果も望める。

また、現在は1階のみに設置されているが、各法廷フロアにも開廷情報ディスプレイを設置することも考えられる。こうすることで、1階まで戻らなくても、再度法廷の場所を確認したい時や、近くの法廷で現在開廷中の法廷が確認したい時等に、利便性が向上する（1階の大型ディスプレイと同様の副次的効果もある。）。

さらに、各法廷前に掲示される開廷表も電子化（検索機能を有しない表示用のもの）することで開廷情報を一括管理することも可能となる（紙の開廷表を張り替える事務の軽減にもつながる。）。

##### (イ) 検索機能の充実

現在も守衛がブースにいる場合には、利用者からの質問等に応じているが、守衛も庁舎管理や見回りを行うことから、いつも利用者等の

質問に応じることができる状況ではなく、本ディスプレイの専属説明要員はない。一方、Google HomeやAmazon Echo等のスマートスピーカーが一般に利用され始めているように、検索に当たっては、音声での検索が今後一般的になると思われる。加えて、現状では視覚障害者が開廷情報を把握することは難しい。

東京駅や上野駅では、液晶に表示されたCG画像に質問事項を話して必要な情報が得られるような案内にAIを活用した実験を始めている。また、大手回転寿司チェーンや長崎のハウステンボス等では、ペッパー等のロボットを活用して案内を充実させている。

裁判所においても、今後AIやロボットを活用し、音声認識による検索や音声による案内ができるようになると、利用者が簡易に、かつ障害等の個別の事情に応じた適切な方法により情報を得られることから、環境整備を行う必要があると思われる。

#### (ウ) 事件検索と法廷の場所（案内図）等とのリンク

本ディスプレイでは、どの法廷で期日が行われるかはわかるものの、法廷の具体的な場所は表示されないことから、別の案内等で場所を確認する必要がある。

傍聴希望者がスムーズに傍聴できるように、図書館や大手書店と同様に法廷の場所を示す案内図を表示し、これが印刷できるようにすれば更に利便性は向上する。

また、当事者にあっては、呼出状にQRコードを印刷し、そのコードを読み込むことで当事者の出頭確認を行うことや、事件情報の表示や書記官室、法廷の場所等出頭すべき場所の確認・印刷ができるようになることも可能となる。

現在は合同庁舎内の情報のみであるが、東京家庭・簡易裁判所合同庁舎（以下「C棟」という。）に出頭すべき当事者が合同庁舎内で迷子になるケース等も多くみられるため、C棟での事件の場合には、C棟への案内が表示される等、開廷情報は導入されていなくても、場所の案内を導入することも検討可能と思われる。

この他、法廷の入口や傍聴席等にセンサーを付け、傍聴席の空き状況を把握してディスプレイに各法廷の傍聴人の人数をリアルタイムで表示したり、満席で傍聴ができないことを表示したり、開廷ランプの点灯状況を表示したりすることで、入廷する前に開廷状況を把握できるようにすることも考えられる。

#### (エ) ガイダンス情報の充実

裁判傍聴を目的に来庁した利用者に向けて、特に初めて裁判傍聴

をする利用者に関しては、開廷情報ディスプレイにより検索し、法廷を傍聴することができたとしても、そもそもどのような手続なのか、裁判手続で法廷の中に居た登場人物が誰なのか等、事前に分かっていれば理解しやすいことや、見た後に質問したいこと等を調べる手段が裁判所内になく、また、その窓口もないため、傍聴しただけでは理解が深まらない点が多いと思われる。そこで、裁判手続の解説や、法廷内の解説、開廷表の見方等の解説をガイダンスの方法で開廷情報ディスプレイにより視聴することができたり、よくある質問等をまとめたものを調べることができると、傍聴前後を通じて、裁判所及び裁判手続についての理解を深めてもらえるようになると考えられる。

同じく、傍聴のルールや庁舎内の案内、特に障害のある方に対する案内（スロープの場所や鏡のついたEVの位置、オスマイトトイレの場所や障害のある利用者向けの傍聴に際しての留意事項、援助が必要な場合の窓口（総務課や訟廷等）の案内等）等を映像と音声、更には多言語で確認することができるガイダンスがあると、より多くの利用者に向けて裁判所を理解していくき、より利用しやすい裁判所にすることが可能となる。

#### (才) 専用アプリの導入

提供する情報を選別する必要があるが、当合同庁舎内でのみ利用できる専用アプリを作成し、当事者や傍聴希望者が開廷情報等を利用しやすくすることが考えられる。

専用アプリについては、当事者専用フォームと傍聴希望者専用フォームに分け、当事者専用フォームでは事件情報等の取得、書記官室や開廷される法廷の場所の情報の取得、出頭確認機能（チェックイン）等を設け、また、傍聴希望者専用フォームにおいては、位置情報をを利用して法廷の場所の情報の取得、開廷情報の検索や傍聴券交付希望者の登録、抽選結果の公表及び傍聴券データ（QRコード）の入手等ができるようにすることが考えられる。

(別添1)

(別紙第1)

仕様書

1 件名

タブレット端末等の購入

2 品目、規格及び数量

No.	品目	規 格 等		例示品	数量	単位
1	タブレット端末	OS種類		Microsoft Surface Pro4 FJQ-00013	18	台
		CPU	Core m3以上			
		メモリ	4 GB以上			
		SSD	128GB以上			
		本体インターフェイス	USB (TypeCは除く。)			
		画面サイズ	12.3インチ (解像度2736×1824)			
		本体サイズ	約292×201.4×8.4mm(幅×奥行×高さ)			
		その他	付属品 (電源アダプター)			
2	ソフトウェア				18	式

3 引渡場所

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号 東京高等裁判所

4 引渡期限

平成29年7月18日(火)

5 その他

- (1) 物品の引渡しに要する費用は、すべて受注者において負担する。
- (2) 受注者は、引き渡した物品に不具合が生じた場合は、速やかに交換を実施する。
- (3) 納品した物品の可否を原因とする破損等については、納品した日から1年間の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (4) NO. 2のソフトウェアのインストール及びソフトウェア製造会社へのユーザー登録等、東京高等裁判所が使用するために必要となる手続は、調達外とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、発注者の指示に従う。

(別紙第1)

## 仕様書

1 件名

閲覧台の購入

2 目的

東京高等地方簡易裁判所合同庁舎1階玄関ロビーにおいて、来庁者がタブレット端末（マイクロソフト社製 surface Pro 12.3インチ 9台2箇所）を利用するにあたり、利用者からのタブレット端末の棄損及び盗難等のセキュリティ対策を施すと共に、車椅子利用者等の利便性の向上を図った閲覧台を調達するものである。

3 品目、数量及び規格

閲覧台 2台

規格については、別紙「閲覧台要求仕様」記載のとおり

4 引渡期限

平成29年7月27日(木)

5 引渡場所

東京都千代田区霞が関1-1-4 東京高等裁判所

6 作業内容等

- (1) 物品の引き渡しにあたっては、裁判所開庁日の午後5時以降とする。
- (2) 正面玄関ロビーにある既存の閲覧台1台を発注者が別途指定する場所に移動すること。
- (3) 受注者は色見本を提示の上、発注者の承諾を得ること。
- (4) タブレット端末設置に係る電源工事、[ ] 及び設置工事は本調達の範囲外とする。

6 その他

- (1) 受注者は、引渡した物品に不具合が生じた場合には、速やかに交換を実施すること。
- (2) 引き渡した物品の瑕疵を原因とする破損等については、納入した日から1年間の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (3) 納品時には梱包を解き、段ボール等の廃材は受注者において処分すること。
- (4) 物品納入に要する費用はすべて受注者において負担すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、発注者の指示に従う。

## 閲覧台要求仕様

## 1 閲覧台の形状及び構成

外寸法はW2600mm\*D1200mm\*H1400mm程度であり、以下の構成及び機能を有するものとし、一体型として納品する。

なお、利用者1人あたりが台を占有するスペースについては一般来庁者がW550mm\*D600mm程度、車椅子等利用者はD900mm以上W400mm程度（いずれも天板部外寸基準）であること（【別図】閲覧台略図（展開図面）参照）。

## 2 配置するタブレットの規格

型番 Microsoft Surface Pro4

画面サイズ 12.3インチ

大きさ W292.1mm\*H201.4mm\*厚さ8.4mm

## 3 構成及び機能

## (1) 天板部（一般来庁者用）

- ① 大きさはW2200mm\*D1200mm、厚さ150mm、天板高さは地上から950mmとし、隣に隣接する守衛詰所の高さと同一となること。
- ② 仕上げはメラミン化粧板（アイカ工業 TJ又はTJYシリーズと同程度）仕上げとし、裏面についても同一の仕上げとすること。
- ③ 色目は木目とし、受注者は色見本を提示の上、発注者の承諾を得ること。
- ④ 天板の隅については角落としを行い、利用者の安全性を考慮すること。

## (2) 天板部（車椅子等利用者用）

- ① 面積は、(5)を含めD900mm以上\*W400mm、有効下肢寸法700mmとし、車椅子の利用に支障のない高さとすること。
- ② 仕上げは(1)と同一であること。
- ③ 天板の隅については角落としを行い、利用者の安全性を考慮すること。
- ④ (1)との同一性を保つデザインであること。

## (3) タブレット端末設置部（一般来庁者用）

- ① 形状は【別図】閲覧台略図（展開図面）記載のとおりであり、片側に4台ずつのタブレット端末を配置できること。
- ② タブレットの配置角度については固定とし、利用者が利用しやすい角度とするが、(1)天板部において利用者が記入できるスペースを320mm程度確保すること。
- ③ (1)の天板部中央に配置し、2のタブレット端末を(5)のタブレットカバーで挟み込み、固定できる構造であること。
- ④ タブレット端末の固定にあたっては、傷がつかない状態での固定が可能であること。
- ⑤ タブレット端末の配置については、1の占有スペースごとの中心部分に配置が可能であり、1台ごとの取り外しが可能であること。
- ⑥ タブレット端末を取り外し、(5)のタブレットカバーを設置した状態で電源供給用の穴等が見えないこと。
- ⑦ 仕上げは(1)と同一であり、タブレット配置部においては(5)と同一であること。
- ⑧ 隅については角落としを行い、利用者の安全性を考慮すること。
- ⑨ (1)及び(2)との同一性を保つデザインであること。

## (4) タブレット端末設置部（車椅子等利用者用）

- ① 形状は【別図】閲覧台略図（展開図面）記載のとおりであり、タブレット配置角度については固定であるが、車椅子等利用者が利用しやすい角度とすること。
- ② (2)の天板部上に配置し、2のタブレット端末を(6)のタブレットカバーで挟み込み、固定できる構造であること。
- ③ タブレット端末の固定にあたっては、傷がつかない状態での固定が可能であること。
- ④ タブレット端末の配置については、1の占有スペースごとの中心部分に配置が可能であり、取り外しが可能であること。
- ⑤ タブレット端末を取り外し、(6)のタブレットカバーを設置した状態で電源供給用の穴等が見えないこと。
- ⑥ 仕上げは(1)と同一であり、タブレット配置部においては(6)と同一であること。
- ⑦ 隅については角落としを行い、利用者の安全性を考慮すること。
- ⑧ (1)、(2)及び(3)との同一性を保つデザインであること。

(5) タブレットカバー(一般乗用者用)

- ① 素材はスチール製(1.6t)とし、メラミン焼き付け仕上げとすること。
- ② 2のタブレット端末の操作が可能となるよう発注者が指定する大きさに画面部分の穴あけ加工を行うこと。
- ③ タブレット端末の固定にあたっては、傷がつかない状態での固定が可能であり、(3)の上にタブレットを配架した後に被せるように固定し、利用者が画面以外の部分に触れられないようにすること。
- ④ 固定にあたっては防犯用ビスにより4カ所を固定することとし、タブレット端末のメンテナンスを想定し、ねじ穴については相当数の使用に耐えうる構造とすること。
- ⑤ ①の仕上げについては黒色で半艶仕上げとすること。

(6) タブレットカバー(車椅子利用者用)

- ① 素材はスチール製(1.6t)とし、メラミン焼き付け仕上げとすること。
- ② 2のタブレット端末の操作が可能となるよう発注者が指定する大きさに画面部分の穴あけ加工を行うこと。
- ③ タブレット端末の固定にあたっては、傷がつかない状態での固定が可能であり、(4)の上にタブレットを配架した後に被せるように固定し、利用者が画面以外の部分に触れられないようにすること。
- ④ 固定にあたっては防犯用ビスにより4カ所を固定することとし、タブレット端末のメンテナンスを想定し、ねじ穴については相当数の使用に耐えうる構造とすること。
- ⑤ ①の仕上げについては黒色で半艶仕上げとすること。
- ⑥ タブレット端末の使用方法を明示することが可能なスペースをカバー内に設置すること。なお、素材及び固定方法については(7)と同様とする。

(7) 使い方説明スタンド

- ① (3)の上部にタブレット端末の使用方法を明示するための使い方説明スタンドを3カ所設置すること。
- ② 素材はクリアアクリルとし、4角にマグネット等を設置し、使用方法の明示内容を両側から確認できること。
- ③ A3横のコピー用紙の大きさが明示できる大きさであること。
- ④ (3)に固定で設置できること。

(8) 隆部

- ① 2及び3(1)から(7)までを上部に設置することが可能であること。
- ② 内部には2のタブレット端末の充電器(9台分)及び [REDACTED] 及び予備(2台分)のコンセントの受け口を有しており、外部コンセントに15アンペア1回線で配線が可能とすること。
- ③ ②のコンセント配線及び [REDACTED] を内部で格納することが可能であり、点検口等を利用して発注者が配線しやすい構造であること。
- ④ 奥行きは600mm程度とし、内部点検口を1カ所以上設けること
- ⑤ 下段に150mm程度の巾木を設置すること。
- ⑥ アジャスター機能を有し、3(1)の不陸調整が可能であること。
- ⑦ 仕上げは⑤の巾木を含めメラミン化粧版(アイカ工業 SAI, SAL又はKTシリーズと同程度)仕上げとし、(1)及び(2)とは別色目を用いること。
- ⑧ 外部コンセントに接続するためのコンセントケーブルを腰部から5m程度確保すること。
- ⑨ [REDACTED] に接続するための配線取り出し口を設けること。なお、配線作業は発注者で行う。

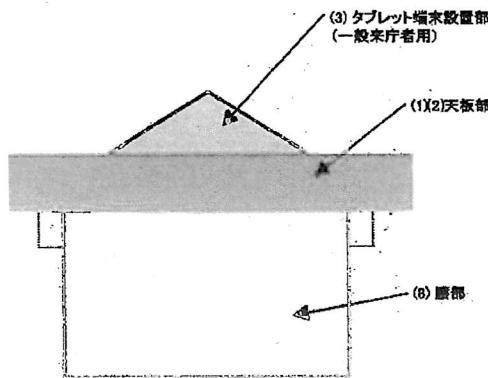
4 参考例示品



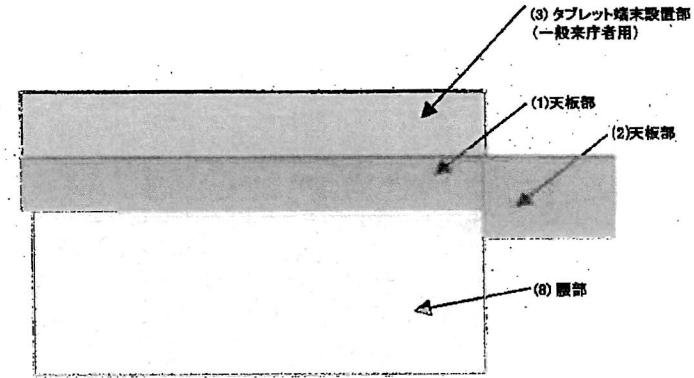
【別図】

## 閲覧台略図(展開図面)

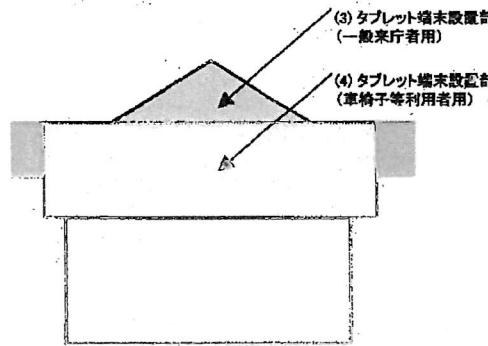
(縦)



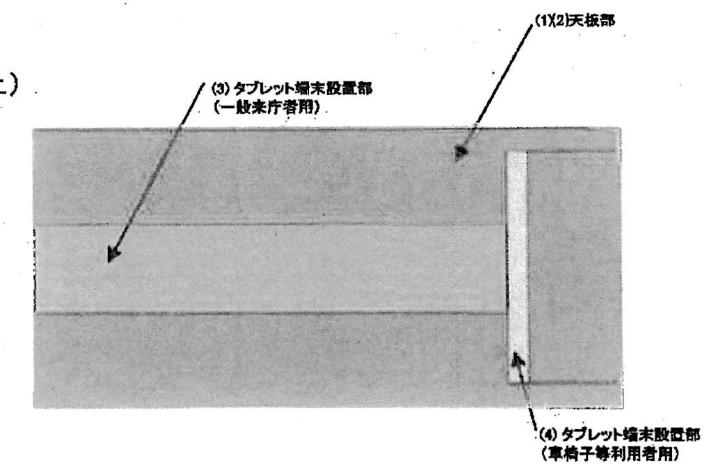
(横)



(縦「車椅子利用者側」)

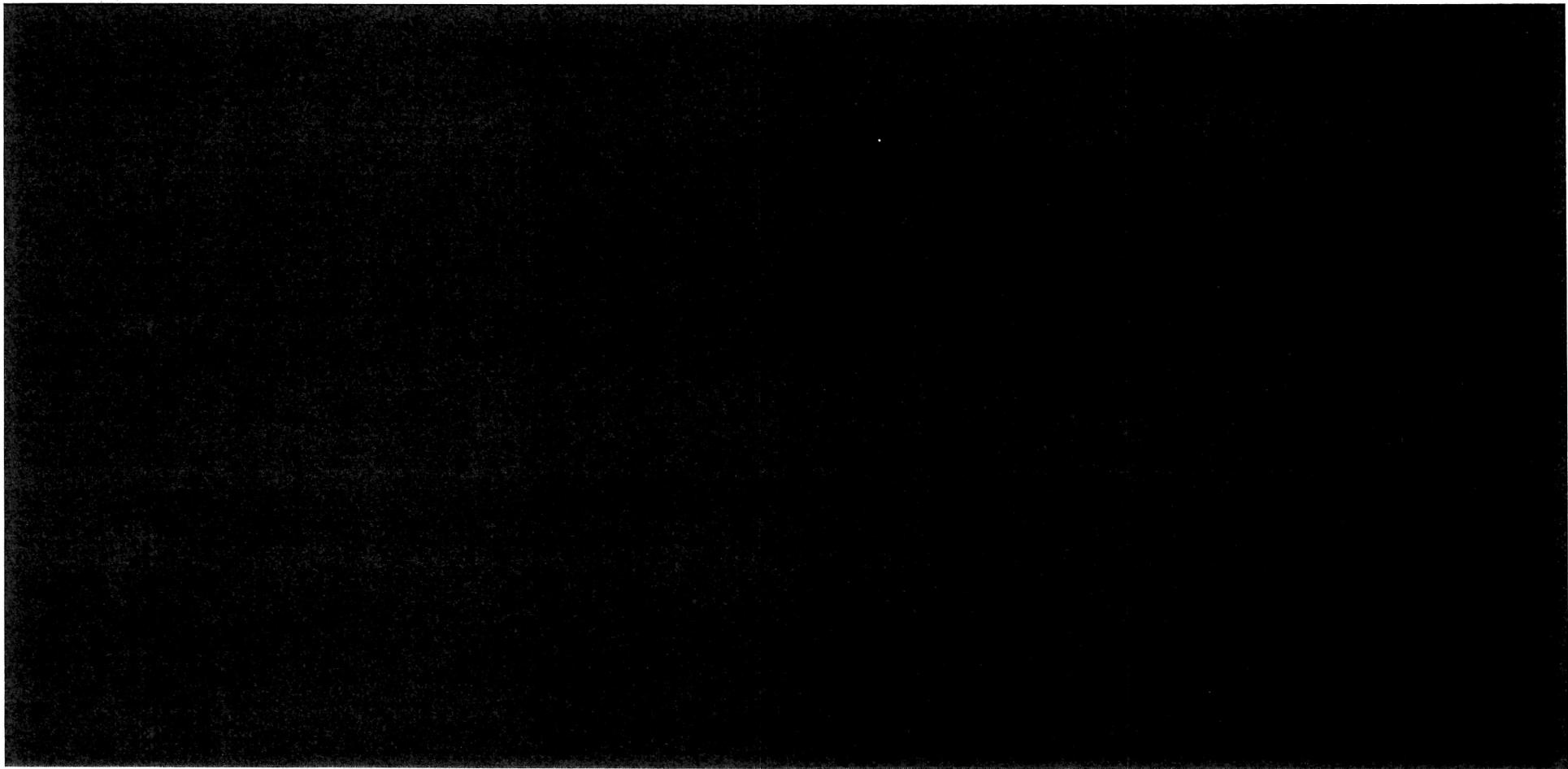


(上)



(別添2)

イメージ図



(別添3)開廷情報ディスプレイ対応表

開廷情報ディスプレイ対応表(H29.10~)

発覚日	問題点	対応策	対応終了日	備考
	正面①のタブレットが朝立ち上がらない。			
	障害発生時の連絡フロー変更	作成、各部署に情報提供	済	
	パソコン名、設置位置の把握図示	作成、各部署に情報提供	済	
	閲覧台における車いす用と一般用とでタブレットの設置位置にズレがある。			
H29.8.21	【司法行政文書開示申出】 (開示申出内容)タブレット開廷票の契約書、仕様書、取扱説明書	(開示) 契約書及び仕様書 (不開示) タブレット開廷表の取扱説明書	H29.9.15	
H29.9.4	【司法行政文書開示申出】 (開示申出内容) 東京高裁等の裁判所の電子開廷表に関する以下の文書 ①作成に関与した裁判所職員が分かれる文書 ②電子開廷表の構築にかかった費用が分かれる契約書その他の文書 ③操作マニュアル	(開示) 契約書 (不開示) 東京高裁等の裁判所の電子開廷表に関する操作マニュアル (開示に代わる情報提供) PTメンバーの所属、氏名、官職	H29.10.17	
H29.10.3				
H29.10.5	正面閲覧台の玄関及び守衛詰所側のタブレット端末がフリーズする。守衛から連絡が入り、管理課が駆け付けたところ、正常に作動していた。	とりあえず様子を見る。	H29.10.5	
H29.10.18	5件問題 事件数が5件のとき、「最後」を押して一番下の事件を表示させ、クリックして再度一番上の事件を表示させると、「最後」のボタンを押しても一番下の事件は表示されない。(▲▼ではスクロールする)			
H29.10.25	(10/28,10/29全館停電対策のため)守衛カウンター下部にある電源プラグを抜去したところ、端末の電源が落ちた(電源プランの設定どおり5分経過後に休止に入るものもあつたが、休止に入らない場合もあり、再現できない。)。	停電翌日の朝、電源プラグを差し込んだところ、スケジューラにより [REDACTED]とともに起動した(正面側 [REDACTED] 7:55, [REDACTED] 8:00, 東側 [REDACTED] 8:00, [REDACTED] 8:05)。	H29.10.30	バッテリーは10分間程度で100%に回復した。
H29.10.31				
H29.11.2	正面⑥の端末について [REDACTED] がフリーズした(当事者が事件を閲覧した状態で止まっていた。)。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動して [REDACTED] を開いた。	H29.11.2	

(別添3)開廷情報ディスプレイ対応表

発覚日	問題点	対応策	対応終了日	備考
H29.11.7	【司法行政文書開示申出】 (開示申出内容) 御庁に設置している閲覧台のシステムの導入の経緯と現在のシステムの運用がわかる(マニュアル等)文書	導入の経緯については「作成取得なし」 システムの運用マニュアル(高裁分)を開示(ただし、情報セキュリティの観点から大部分は黒塗り)	H30.3.16	現在、最高裁において苦情処理中
H29.11.14	東側①の端末について画面がフリーズした(「画面を触れてください」の画面でフリーズ。)。	蓋を開け、ほこりをふき取ることによりフリーズ解除	H29.11.14	
H29.11.15	東側②の端末について [REDACTED] がフリーズした(当事者が事件を閲覧した状態で止まっていた。)。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動して [REDACTED] を開いた。	H29.11.15	
H29.11.16	正面⑥の端末について [REDACTED] がフリーズした(当事者が事件を閲覧した状態で止まっていた。)。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動して [REDACTED] を開いた。	H29.11.16	
H29.11.22				
H29.11.28	正面の閲覧台で審理予定の変更の処理をしたところ、閲覧台の画面を閲覧用に戻すのを失念したため、午前9時から午前10時30分までの間、来庁者に編集用画面を露呈した。			
H29.12.4				
H29.12.5				
H29.12.6	東側⑨の端末について [REDACTED] がフリーズした(閲覧用画面でフリーズ)。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動して [REDACTED] を開いた。	H29.12.6	
H29.12.22	正面⑨の端末について [REDACTED] がフリーズした(閲覧用画面でフリーズ)。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動して [REDACTED] を開いた。	H29.12.22	被告人の詳細表示は反応する。
H30.12.22				
H30.1.15				
H30.1.16	東側②の端末について [REDACTED] がフリーズした(閲覧用画面でフリーズ)。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動して [REDACTED] を開いた。	H30.1.16	

(別添3)開廷情報ディスプレイ対応表

発覚日	問題点	対応策	対応終了日	備考
H30.1.31	正面及び東側で期日當日に判決期日(9:50~, 地27民, 1401号法廷)を1件追加したが、法廷検索をすると同事件が表示されない(なお、「全事件」、「開廷時間・審理予定」、「担当部」検索では表示される。)。		済	
H30.2.1	正面及び東側の閲覧台において、開廷時間順に期日が表示されない(高裁民事)		済	
H30.2.2	地裁刑事から要望があった外字を「※」で入力しているものを空白で置き換えたい。			
	地裁刑事の「道路交通法違反」事件が「事件名検索」で表示されない(なお、「全事件」、「開廷時間・審理予定」、「担当部」、「法廷」検索では表示される。)。		済	
H30.2.27				
H30.2.15	正面⑨の端末について [ ] がフリーズした(閲覧用画面でフリーズ)。	30分程度様子を見たところ、解消した。	H30.2.15	
H30.2.27				
H30.3.2				
H30.3.6	正面⑦の端末について [ ] がフリーズした(閲覧用画面でフリーズ)。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動して [ ] を開いた。	H30.3.6	
H30.3.7	各種パスワードの変更			
H30.4.25	正面⑨、東側④、東側⑨のタブレットがはめ込まれている黒枠に落書きが発見された。 東側⑥のタブレットの保護フィルムにひびが入っていた。			
H30.5.2	正面⑨の端末について [ ] がフリーズした(スクリーンセーバ画面から動かない)。	タッチパネルの反応不良。蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.5.2	
H30.5.25				
H30.5.25				
H30.6.7				
H30.6.7	東側⑧の端末について、電源供給がされず、5分で端末の電源が落ちた。	閲覧台の下扉を開け、アダプターを一度コンセントから抜き、端末から外したうえ、コンセント→端末の順に接続し、端末の電源を入れなおした。	H30.6.7	
H30.6.13	正面⑨の端末について [ ] がフリーズした(スクリーンセーバ画面から動かない)。	タッチパネルの反応不良。蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.6.13	
H30.6.27	東側⑦のタブレットがはめ込まれている黒枠に落書きが発見された。			
H30.6.29	東側①の端末のタッチパネルが、一部分反応しない。	再起動を行った。	H30.6.29	
H30.6.29	東側⑦の端末の画面がフリーズした。	再起動を行った。	H30.6.29	

(別添3)開廷情報ディスプレイ対応表

発覚日	問題点	対応策	対応終了日	備考
H30.7.4	東側⑨の端末のタッチパネルが反応しない。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.7.4	
H30.7.5	タブレット端末が使用できない緊急時の対応方法について	過去の運用状況も踏まえ検討中		
H30.7.11	東側⑨の端末のタッチパネルが反応しない。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.7.11	
H30.7.12				
H30.7.20				
H30.8.6	管理用端末の電源が突然落ちた。	再起動により復旧した。	H30.8.6	
H30.8.24	東側⑨の端末のタッチパネルが反応しない。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.8.24	
H30.9.6	正面①の端末のタッチパネルが反応しない。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.9.6	
H30.9.20	東側②の画面がフリーズしている。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.9.20	
H30.10.9	正面⑨の端末のタッチパネルが反応しない。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.10.9	
H30.10.18	東側④の画面が上下にぶれて見づらい(ただし、操作は可能。)。	5分程度症状が続いたのち、自然に復旧。	H30.10.18	
H30.10.19	東側④の画面が上下にぶれる現象が頻繁に出る。	10/26タブレット端末を引き上げて、修理依頼を行うこととした。管理課へ修理依頼書を提出するよう依頼済み。	H30.11.9	全端末のファームウェア適用により症状が緩和されたこともあり、修理依頼は一旦取り下げた。
H30.10.29	(10/27,10/28全館停電対策のため)守衛カウンター下部にある電源プラグを抜去したところ、端末の電源が落ちた(電源プランの設定どおり5分経過後に休止に入るものもあつたが、休止に入らない場合もあり、再現できない。)。	停電翌日の朝、電源プラグを差し込んだところ、スケジューラにより[REDACTED]ともに起動した(正面側[REDACTED]7:55, [REDACTED]8:00, 東側[REDACTED]8:00, [REDACTED]8:05)。	H30.10.29	バッテリーは10分間程度で100%に回復した。
H30.10.31	正面④のタッチパネルが反応しない。	再起動により復旧	H30.10.31	
H30.11.1	正面①のタッチパネルが一部反応しない	再起動により復旧	H30.11.1	
H30.11.7	東側①のタブレットがはめ込まれている黒枠に赤ボールペンによるものとみられる傷が発見された。	[REDACTED]		
H30.11.15	正面⑥のタッチパネルがフリーズした。	蓋を開け、端末上部のボタン長押しにより強制終了した上で、再起動を行った。	H30.11.15	
H30.11.16	東側②、正面①の画面ブレが確認された(BIOS画面でもタッチすると画面ブレが行われたため、ハードディスクへの影響が疑われる。)。	ファームアップウェア適用済みなので、交換依頼を進めることとなると思われるが、交換機種が不明であること、交換期間が3日程度～1か月程度かかることから、まずは1台ずつ交換を進めるのが良い。また、先行して修理依頼をしている東側④の様子を見つつ、1台ずつ修理依頼→マイクロソフトへの問合せ→対応を検討することとする。11/16はとりあえず端末を休ませて、元に戻すこととした。	H30.11.16	
H30.11.19	東側④、端末が朝起動していない。	蓋を開け、端末上部の電源ボタンを押して起動させた(電源プラグの接続状態は正常)。	H30.11.19	

(別添3)開廷情報ディスプレイ対応表

発覚日	問題点	対応策	対応終了日	備考
H30.11.19				
H30.11.22	東側②、端末が朝起動していない。	蓋を開け、端末上部の電源ボタンを押して起動させた(電源プラグの接続状態は正常)。	H30.11.22	
H30.11.30	■■■■■から、ある会社が、人を採用するときの信用調査(ネガティブチェック)のために使えるとして、裁判所に直接出向いて収集した開廷表の情報をデータ化して販売することについて広告を出したいとのことであるが、そのような販売は合法なのか(禁止事項や罰則規定などはないか)という問い合わせがあった。			
H30.11.30	正面①、画面ブレが起こる。	しばらく症状が続いたのち、数分で復旧(念のため、端末の再起動を行った。)。	H30.11.30	
H30.12.5	東側④、画面ブレが起こる。	しばらく症状が続いたのち、数分で復旧(念のため、端末の再起動を行った。)。	H30.12.5	
H30.12.14	東側②、④画面ブレが起こる。	蓋を開け、端末上部の電源ボタンを押して起動させた(電源プラグの接続状態は正常)。	H30.12.14	
H30.12.17	東側④画面ブレが起こる。	12/18の朝に復旧を確認した。	H30.12.18	

(別添4)問題点一覧表

	部署	大項目	小項目	問題点・職員や来庁者の意見	問題点・職員や来庁者の意見に対して講じた対応策	今後の対応	備考
1	地裁民事						
2	地裁民事						
3	地裁民事						
4	地裁刑事						
5	地裁刑事						
6	地裁刑事						
7	管理						
8	高裁民事						
9	地裁刑事						
10	高裁民事						
11	地裁民事						
12	地裁民事	開廷情報ディスプレイ	ボタン				
13	高裁民事						

## (別添4)問題点一覧表

	部署	大項目	小項目	問題点・職員や来庁者の意見	問題点・職員や来庁者の意見に対して講じた対応策	今後の対応	備考
14	地裁刑事						
15	高裁民事	開廷情報ディスプレイ	表示項目	開廷表ディスプレイ(いわゆるタブレット)と紙媒体の開廷表では、表記されている情報量(裁判官名等)が異なっているので、1階守衛詰所に備え付けられている紙媒体の開廷表の廃止という問題にかかわらず、情報量は一致させるべき。			
16	地裁民事	開廷情報ディスプレイ	表示項目				
17	知財高裁	開廷情報ディスプレイ	表示項目	弁論期日が技術説明会である場合、開廷情報ディスプレイにそれが明示されるようにしたい。		総務課において修正済み	技術説明会:専門委員が裁判所や訴訟当事者に対して、当該事案に関する技術的事項を説明する
18	高裁民事	開廷情報ディスプレイ	運用				
19	高裁民事	開廷情報ディスプレイ	運用				
20	高裁民事	開廷情報ディスプレイ	運用				
21	高裁民事	開廷情報ディスプレイ	運用				
22	地裁刑事	開廷情報ディスプレイ	運用				
23	地裁民事	開廷情報ディスプレイ	運用				
24	高裁民事	開廷情報ディスプレイ	感想	当事者から、「開廷情報ディスプレイに本日開廷の事件が掲載されていない」との質問があった。	複数シート(部や法廷は複数タブから選択できる仕様)になっている旨を説明した。		
25	高裁民事	開廷情報ディスプレイ	感想	開廷情報ディスプレイの反応、スクロールが遅い。タブが小さくて切り替えがしづらい。操作しにくい。		全体的な改修を行う際に検討する。	
26	地裁民事	開廷情報ディスプレイ	感想	民事は件数が多く、スクロールが手間である。最後尾にいくか、1つづつ改行するかの状態であるので、次ページを表示するなどの機能を追加できれば、利便性があると思われる。		全体的な改修を行う際に検討する。	
27	地裁民事	開廷情報ディスプレイ	感想	タッチパネルの反応が悪いことがあったり、ボタンのサイズが小さかったりする。未確認であるが、タッチペンを希望する来庁者もあったようである。		一定の運用期間を経て要望が小さくなってきたため、タッチペン購入に向けての取組は行わない。	
28	管理	開廷情報ディスプレイ	感想	10月以降、守衛より来庁者からの苦情やトラブル発生の報告は特になし。 管理課において直接対応した事例も特になし。	閲覧台の運用は問題なく行われている。		

(別添4)問題点一覧表

部署	大項目	小項目	問題点・職員や来庁者の意見	問題点・職員や来庁者の意見に対して講じた対応策	今後の対応	備考
29 高裁民事	開廷表	差替え	当日、紙ベースの開廷表を差替える必要が生じた場合、長時間閲覧する来庁者がいて差替えが困難となっている。		当事者のニーズが引き続きあり、開廷情報ディスプレイに紙と同じ情報を表示できない以上、紙媒体の開廷表をやめるのは難しい。今後も検討を続けたい。	
30 高裁民事	開廷表	備え付け	従前行っていた紙ベースの作業に加え、[ ]の提供が必要となった結果、事務が加重・重複となっている。電子化したのであれば紙ベースは必要ないのではないか。	担当する職員には開廷表の必要性を説明した。	同上	
31 地裁民事	開廷表	備え付け	電子と紙の並行稼働が継続しているが、従前の業務に電子の作業が加えられている状態であるため、担当部に負担が生じていると思われる。事務の簡素化から紙の開廷表につき、廃止することの検討と、スケジュール感を示したほうが良いのではないか。		同上	紙に戻すのでなければ、事務の簡素化から電子一本にするほうがよいと思われる。
32 高裁刑事	なし	なし	特になし			
33 会計	なし	なし	PT時に述べた問題点以外は特になし			
34 簡裁	なし	なし	特になし			
35 地裁刑事	開廷情報ディスプレイ	表示項目	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
36 地裁刑事			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
37 高裁刑事			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
38 地裁刑事			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
39 地裁刑事			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
40 地裁刑事			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
41 地裁刑事	開廷情報ディスプレイ	運用	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
42 高裁民事			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
43 地裁刑事			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

(別添4)問題点一覧表

	部署	大項目	小項目	問題点・職員や来庁者の意見	問題点・職員や来庁者の意見に対して講じた対応策	今後の対応	備考
44	地裁刑事	開廷表	運用	部から提出される紙の開廷表とタブレットデータの不一致が依然としてなくならない。			
45	地裁刑事						
46	地裁刑事						
47	地裁刑事						
48	地裁刑事						
49	地裁刑事	開廷表	運用				
50	地裁刑事						
51	地裁刑事	開廷情報ディスプレイ	運用				
52	地裁刑事						
53	地裁刑事						

(別添5)

紙の開廷表から表示されなくなった項目一覧(総務課調べ)

	裁判官名	書記官名	担当係名	法廷番号と共に表示されていた階層 (●階)	曜日	(開廷時刻の) 終了時間	期日取消以外の 変更後の表示(差 替えなど)
高裁民事	表示なし	表示なし	●	表示なし	表示なし	●	表示なし
高裁刑事					表示なし		表示なし
知財高裁	表示なし	表示なし	●	表示なし	表示なし	●	表示なし
地裁民事	表示なし	表示なし	●	表示なし	表示なし	●	表示なし
地裁刑事		●	●	表示なし	表示なし		表示なし
簡裁刑事	●	●		表示なし	表示なし	●	表示なし

□ …もともと開廷表に表示されていなかった

□ …従前も現行も表示されている



…

電子化後の開廷表に表示することが容易なもの

※「裁判官名」・「書記官名」・「終了時間」は、裁判体の判断により表示・非表示の取扱いが統一されていない。